

# 会員の地位に関する規則

## 第1条：入会

入会に際しては入会申込書および必要に応じて身分を証明する書類を提出する。理事会の審査を経て入会が承認された場合には以下の年会費を支払う。

会員（医師・歯科医師）	10,000円
会員（メディカルスタッフ）：医師以外の医療従事者	5,000円
賛助会員：団体（原則として医歯薬関連企業）	100,000円
賛助会員：個人（原則として医歯薬関連企業社員）	10,000円
学生会員（医学部・医療系学部学生）	無料
施設会員（メディカルスタッフ施設会員）	20,000円

## 第2条：会員の権利

- ・ 会員（医師・歯科医師）  
会員は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧・利用する権利を有する。
- ・ 会員（メディカルスタッフ）：医師以外の医療従事者  
会員（メディカルスタッフ）は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧・利用する権利を有する。
- ・ 賛助会員：団体（原則として医歯薬関連企業）  
賛助会員：団体は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を団体の内部情報として閲覧する権利を有する。学術大会での発表はできない。
- ・ 賛助会員：個人（原則として医歯薬関連企業社員）  
賛助会員：個人は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧する権利を有する。学術大会での発表はできない。
- ・ 学生会員（医学部・医療系学部学生）  
学生会員は会則等で定める権利のほか、学会からの頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧する権利を有する。

・施設会員（メディカルスタッフの施設会員）

施設会員（メディカルスタッフの施設会員）は会則等で定める権利のほか、1施設あたり4名まで、メディカルスタッフ会員参加費で学会に参加できることとする。また頒布物またはホームページに公開されたすべての情報および会員専用サイト内の情報を個人として自由に閲覧する権利を有する。

### 第3条：会員資格の一時停止

会員は、次のいずれかによる場合に、会員資格を停止される。資格停止中、原則として会員の権利一切が停止される。

#### 1. 休会

留学、疾病、外傷その他により会員としての活動ができない場合には、期間を定めて会員資格の一時停止（休会）を理事長に申し出ることができる。休会は理事会承認により発効する。休会期間が会計年度のすべてを包む場合に限り、当該年度の会費支払いが免除される。了承された期間を超えてもなお会員としての活動ができない場合には休会を延長できる。休会中に会員としての活動を再開する場合には、その前日をもって休会を終了したとみなす。

#### 2. 資格停止処分（除名）

会員としての品位を著しく損なう、あるいは、学会の信義を著しく損なう言動を認めた場合には、資格停止処分とする。

- (1) 会員としての品位を著しく損なう、あるいは、学会の信義を著しく損なう言動を認めた場合には、理事会の決議によって、当該会員をその意思に抛らず、有期限または無期限に、資格停止処分に付すことができる。
- (2) 決定事項は決定日から起算して事務局の3運営日以内に、当該会員に対し書面または電子媒体にて伝達する。
- (3) 当該会員は、決定事項の伝達日から起算して14日以内に、学会に対し書面または電子媒体にて異議を申し立てることができる。申し立て事項については理事会または理事会から委嘱された委員会でこれを審議し、決定事項を当該会員へ通知する。
- (4) 資格停止処分に際して、未払いの年会費がある場合には、これを全納しなければならない。本義務は会員資格停止中および資格回復後も継続する。また、年度途中での会員資格停止において、当該年度の年会費は返還しない。

## 第4条：退会

### (1) 任意退会

退会を希望する会員は、通知日を確認できる書面または電子媒体にて理事長あてにこれを通知する。年会費が全納されている場合には通知日または退会希望日のうち遅い方の日付をもって、また、未払いの年会費がある場合には、これを全納した日または退会希望日のうち遅い方の日付をもって、退会が成立する。なお、年度途中での退会において、当該年度の年会費は返還しない。次年度の前日までに退会の意思を通知し、過去の年会費が全納されている場合には、次年度の年会費は発生しない。

### (2) 自然退会

会員は、会費を5年以上滞納したときには、自然退会となる。なお、その後2年間の間に、会費の納入があれば、再度 会員として活動できる。

### (3) 会員資格喪失（除名）による退会

会員が会員資格の要件を喪失した場合には、喪失日をもって自動的に退会となる。退会に際して、未払いの年会費がある場合には、これを全納する。本義務は退会後も継続する。なお、年度途中での退会において、当該年度の年会費は返還しない。学生会員および賛助会員（個人）の身分変更による退会および会員資格更新については次に定める。

#### \* 学生会員

学生会員は所属する学校等の卒業または退学により会員資格を喪失する。但し、引き続き他の会員資格に適格である場合には、当該会員が新たな身分を証明する書類を提出することにより、理事長の審査を経て新たな会員資格へ移行できる。この手続きは資格喪失日から起算して30日以内に行い、この後は新たにすべての入会手続きを要する。

#### \* 賛助会員（個人）

賛助会員（個人）は、賛助会員（団体）の要件を満たす所属団体から離脱した場合または所属団体が賛助会員（団体）の要件を喪失した場合に、会員資格を喪失する。但し、新たに賛助会員（団体）の要件を満たす所属団体に所属する場合または他の会員資格に適格である場合には、当該会員が新たな身分を証明する書類を提出することにより、理事長の審査を経て賛助会員（個人）資格を継続、または新たな会員資格へ移行できる。この手続きは資格喪失日から起算して30日以内に行い、この後は新たにすべての入会手続きを要する。

\*施設会員

施設会員は施設としての会員資格を喪失した場合は、会員資格を喪失する。再度会員資格を取得する場合は、理事長の審査を経て新たな入会手続きを要する。

2016年10月26日作成

2017年12月25日改定

2019年10月 1日改定

2024年 9月25日改定